

特定非営利活動法人日本食道学会 暫定食道外科専門医制度規則

第1章 総則

(目的)

第1条 この法人(以下「本学会」という)は専門医制度の目的を達成するため、平成22年度から食道外科専門医を認定する際、試験官等として認定業務を担当する会員(外科医)に対する経過措置として暫定食道外科専門医制度規則(以下「暫定規則」という)を施行する。

(制度の概略)

第2条 暫定規則は平成21年度から平成27年度までの間施行する。ただし、暫定規則第9条に規定する資格によって食道外科専門医を申請した者についての審査と認定は平成22年度までの間施行する。

2. 前項の規定は、専門医制度委員会および理事会の議決によって、施行の期間を変更することができる。
3. 暫定規則による食道外科専門医(以下「暫定食道外科専門医」という)は、食道疾患の外科診療において特段に高度かつ専門的な知識と診療技能を有し、食道外科専門医認定業務を担当する上で十分な能力を有する者とする。

第2章 暫定食道外科専門医認定委員会(暫定規則による食道外科専門医を認定する委員会と委員)

(設置)

第3条 本学会は第1条の目的を達成するために暫定食道外科専門医認定委員会(以下「本委員会」という)をおく。

2. 本委員会は平成22年度の認定審査を終了した後は解散する。

(業務)

第4条 本委員会はこの規則によって次の各号の業務を行う。

- (1) 暫定食道外科専門医制度に関する諸問題を検討する。
- (2) 暫定食道外科専門医の認定のための審査ならびにその他必要な事項を行う。
- (3) 本委員会解散後、本委員会の業務は食道外科専門医認定委員会に引き継がれる。

(委員の選出)

第5条 本委員会の委員長は、理事の中から理事長が選任し、理事会の承認を経て理事長が委嘱する。

2. 本委員会の委員は、理事長、専門医制度委員会委員長、食道外科専門医認定委員会委員長、食道科認定医認定委員会委員長、施設認定委員会委員長のほか、本学会評議員若干名を委員長が選出し、理事会の承認を経て理事長が委嘱する。
3. 本委員会に副委員長を置くことができる。副委員長は食道外科専門医認定委員会委員長が兼任する。

(任期)

第6条 委員長の任期は、理事の任期に従う。

2. 委員の任期は2年とする。再任を妨げない。

(欠員の補充)

第7条 委員に欠員が生じたときは、本学会評議員の中から補充することができる。任期は前任者の残任期間とする。

(委員会)

第8条 本委員会は次の各号の要項に従って運営される。

(1) 本委員会の成立は委員現在数の2/3以上とし、文書による委任を認める。

(2) 議事は出席者の過半数の同意によって決する。可否同数の場合は委員長がこれを決する。

(3) 議事録は委員長が作成し、委員長および議事録署名人(出席委員2名)が署名し、事務局に保管する。

第3章 暫定規則による食道外科専門医の申請

(申請資格)

第9条 暫定食道外科専門医の認定を申請する者は、次の各号に定めるすべての資格を要する。

(1) 本学会の食道科認定医であり、かつ申請時に継続して5年以上本学会会員で年会費を完納していること。

(2) 日本消化器外科学会が認定する消化器外科専門医ならびに日本胸部外科学会会員であること。あるいは、日本胸部外科学会、日本呼吸器外科学会合同委員会が認定する呼吸器外科専門医ならびに日本消化器外科学会会員であること。

(3) 診療経験として暫定食道外科専門医の認定を申請する前の10年間に100例以上の食道疾患症例の手術経験を有していなければならない。このうち食道癌に対する胸部食道切除術が30%以上なければならない。この場合の食道疾患とは、食道外科専門医制度規則に定められた疾患であり、手術経験とは術者および指導的第一助手をいい、規定の書式に従って診療経験一覧表に記載する。

(4) 研究業績として食道外科に関する論文10編を医学雑誌に申請者を筆頭著者として発表していること。ただしこの業績は、すべて「本学会食道科認定医審査のための業績基準」に明記された医学雑誌に発表され、本委員会ならびに専門医制度委員会の審査によって適当であると認められたものでなければならない。

(5) 認定の手続き(第10条の「申請方法」)を満たしていること。

(6) 昭和54年以前に医師免許証を取得したものは、同条第2号の「消化器外科専門医」を「消化器外科指導医」に読み替えることができる。

(申請方法)

第10条 暫定食道外科専門医申請者は次の各号に定める申請書類に申請料を添えて審査を受けようとする年の1月31日までに必ず到着するように本委員会に提出する。

- (1) 暫定規則による食道外科専門医認定申請書
- (2) 医師免許証（写）
- (3) 食道科認定医認定証（写）
- (4) 消化器外科専門医認定証(写)または呼吸器外科専門医認定証(写)
- (5) 履歴書
- (6) 診療経験一覧表およびその診療経験を証明するもの
- (7) 業績目録およびその業績を証明するもの
- (8) 昭和 54 年以前に医師免許証を取得したものは、同条第 4 号の「消化器外科専門医認定証(写)」を「消化器外科指導医認定証(写)」に読み替えることができる。

(審査)

第 11 条 暫定食道外科専門医申請者については、本委員会が毎年 1 回申請書類により申請者の暫定食道外科専門医としての適否を審査し、その結果に基づき専門医制度委員会が判定を行い、理事長に答申する。本委員会は、申請書類の正本を本学会事務局に受理した日から 5 年間保管する。

2. 本委員会は暫定食道外科専門医の認定業務に関する要綱を決定し、ホームページに公示する。
3. 暫定食道外科専門医の認定業務は、申請の行われた年の 3 月 31 日までに完了しなければならない。

第 4 章 暫定規則による食道外科専門医の更新

(更新申請)

第 12 条 暫定食道外科専門医の認定を受けてから 5 年を経たとき、別に定める「食道外科専門医制度規則」に従って食道外科専門医への更新を行うことができる。

(更新資格)

第 13 条 暫定規則による食道外科専門医認定証の有効期限(5 年)を迎え、更新を申請する者(食道外科専門医更新申請者)は、次の各号に定めるすべての資格を要する。この条件は食道外科専門医制度規則第 4 章外科専門医資格の更新ならびに食道外科専門医制度規則施行細則に従う。

- (1) 本学会暫定規則による食道外科専門医であること。
- (2) 暫定食道外科専門医取得後、継続して本学会会員で会費を完納していること。
- (3) 継続して消化器外科専門医ならびに日本胸部外科学会会員であること、あるいは、継続して呼吸器外科専門医ならびに日本消化器外科学会会員であること。
- (4) 更新の手続き(第 14 条(更新方法))を満たしていること。
- (5) 昭和 54 年以前に医師免許証を取得したものは、同条第 3 号の「消化器外科専門医」を「消化器外科指導医」に読み替えることができる。

(更新方法)

第 14 条 食道外科専門医更新申請者は、次の各号に定める申請書類に更新料を添えて審査を受けようとする年の 8 月 31 日までに必ず到着するように食道外科専門医認定委員会に提出する。

- (1) 食道外科専門医更新申請書
- (2) 暫定規則による食道外科専門医認定証(写)
- (3) 消化器外科専門医認定証(写)、または呼吸器外科専門医認定証(写)
- (4) 履歴書
- (5) 診療経験一覧表およびその診療経験を証明するもの
- (6) 業績目録およびその業績を証明するもの
- (7) 昭和 54 年以前に医師免許証を取得したものは、同条第 3 号の「消化器外科専門医認定証(写)」を「消化器外科指導医認定証(写)」に読み替えることができる。

(更新の審査)

第 15 条 食道外科専門医更新申請者は、食道外科専門医認定委員会が毎年 1 回申請書類により申請者の食道外科専門医としての適否を審査し、その結果に基づき専門医制度委員会が判定を行い、理事長に答申する。

第 5 章 審査料と認定料

(審査料)

- 第 16 条 暫定食道外科専門医の認定を申請する者は手数料として、20,000 円を納付しなければならない。
2. 食道外科専門医への更新を申請する者は手数料として、10,000 円を納付しなければならない。
 3. 既納の手数料は、いかなる理由があっても返却しない。

(認定料)

- 第 17 条 暫定規則による食道外科専門医認定証の交付を受ける者は認定料として、40,000 円を納付しなければならない。
2. 外科専門医認定証の更新を受ける者は、更新認定料として、20,000 円を納付しなければならない。
 3. 既納の認定料はいかなる理由があっても返却しない。

第 6 章 認定証の交付

(認定証の交付)

- 第 18 条 理事長は、専門医制度委員会の報告に基づき理事会の議を経て、暫定規則による食道外科専門医認定証を交付する。
2. 暫定規則による食道外科専門医認定証の有効期限は、交付の日から 5 年とする。
 3. 暫定規則による食道外科専門医は、食道外科専門医認定更新の審査を経なければ、引き続き専門医を呼称することはできない。

第7章 暫定規則による食道外科専門医の資格喪失

(資格喪失)

第19条 次に掲げる各号に該当する者は、本委員会ならびに専門医制度委員会、理事会の議を経て、暫定規則による食道外科専門医の資格を喪失する。

- (1) 本人が辞退した時
- (2) 定款第9条、第10条、第11条の規定に従って本学会会員の資格を喪失した時
- (3) 申請書類に虚偽が認められた時
- (4) 所定の期日までに認定更新を申請しなかった時
- (5) 暫定規則による食道外科専門医として不適当と本学会が判断した時

(復活・再申請)

第20条 食道外科専門医への更新に関する復活制度は食道外科専門医制度規則に従う。

2. 前条第3号(申請書類の虚偽)によって取り消された者は、原則として5年間再申請することを認めない。

第8章 規則の施行、変更

第21条 この規則は本委員会、専門医制度委員会ならびに理事会の議を経て、評議員会の承認を受けて変更することができる。

附則

- (1) この規則は、平成21年12月5日から施行する。
- (2) この規則は、平成22年11月8日から改定する。
- (3) この規則は、平成23年9月26日から改定する。